

## よくある質問

### ○令和3年度の国民健康保険税の減免は受けられますか？

減免の対象になるのは、令和4年4月1日から令和5年3月31日に納期限のある国民健康保険税が対象です。例えば、令和4年3月に国民健康保険に加入した等の事情で、令和3年度分の国民健康保険税が令和4年4月以降に課税されている場合などには減免の対象となります。なお、令和4年3月31日までに納期限が設定されていた国民健康保険税の減免はすでに受付を終了しております。

### ○重篤な傷病とはどの程度のものを指しますか？

1か月以上の入院を要するものを指します。

### ○主たる生計維持者とは誰のことを指しますか？

原則として同一世帯内で最も所得が高い方を主たる生計維持者として取り扱います。必ずしも世帯主とは限りませんし、国民健康保険に加入しているかどうかにも関係ありません。所得の差が小さい場合など、判断に迷われる場合はご相談ください。

### ○雑所得に係る収入が減少している場合に、減免を受けられますか？

今回の減免の対象になるのは、事業所得、不動産所得、山林所得、給与所得に係る収入が減少した場合です。雑所得に係る収入が減少していても、減免の対象にはなりません。

### ○持続化給付金は収入に含めますか？

持続化給付金等の国や都から支給される給付金については、前年中の収入にも今年の収入の見込み額にも含めません。収入の見込み額を記入する際は、それらの給付金を含めずに記入をお願いします。

なお、主たる生計維持者の「合計所得金額」、「前年の所得」については、税法上の取り扱いに準じることとなり、持続化給付金分を含むこととなります。

### ○申請書裏面に記入が必要な給付金とはどのようなものでしょうか？

給付金の記入欄は、課税の対象となるもののみを記入すればかまいませんが、わからない場合は、市で確認をいたしますので、すべてご記入ください。

**○所得が0円の場合、減免はされますか？**

減免の要件には当てはまったとしても、収入が減少する見込みの事業所得等が0円の場合、減免額を計算する際に減免額が0円となるため、実際には減免はされません。

**○令和3年度分について減免を申請する場合に、令和3年中の収入見込み額を記載する必要はありますか？**

市で令和3年中の収入について確認できる場合が多いため、必ずしも記入の必要はありません。ただし、他市区町村から転入された方など、市で情報を把握できない場合には、追加で資料の提出を求める場合があります。

**○現在の収入がわかる資料とはどのようなものをいいますか？**

給与明細の写しや売上台帳、預金通帳の写しなどが考えられます。

そういった資料がどうしても準備できない場合は、ご相談ください。

**○申請書をダウンロードできません。**

稲城市役所保険年金課国民健康保険係にご連絡をいただければ、減免の申請書を郵送いたします。また、稲城市役所保険年金課国民健康保険係まで取りに来ていただいてもかまいません。出張所には申請書はありませんのでご了承ください。

**○オンラインや郵送での申請は可能ですか？**

オンラインでの申請受付はしておりませんが、郵送での申請は可能です。

**○両面印刷ができません。**

表面・裏面をそれぞれ別の紙に印刷して、2枚提出いただければ問題ありません。